

条例の制定

○美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

美里町議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動用自動車の使用、ポスター及びビラの作成に公費負担を導入し、その限度額等を定めるものです。

条例の改正

○美里町職員の給与に関する条例及び美里町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

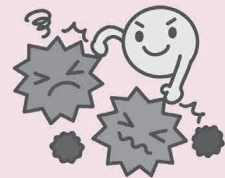
人事院勧告に準じ、職員及び会計年度任用職員の期末手当の改定を行うものです。

○美里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正

職員の期末手当及び勤勉手当に準じ、議会議員及び町長、副町長並びに教育長の期末手当の改定を行うものです。

○美里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

感染症防疫業務手当等の支給対象業務や支給額の改定を行うものです。



○美里町延滞金徴収条例等の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、美里町延滞金徴収条例、美里町介護保険条例、美里町後期高齢者医療に関する条例の延滞金算出に係る割合について、新たな規定を加える等の改正を行うものです。

○美里町国民健康保険税条例の一部改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、軽減判定基準の見直しを行うものです。

○美里町国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の賦課割合の適正化を図るために、基礎課税額における資産割額及び平等割額を3段階で廃止する税率改正の第2段階目の改正を行うものです。

○美里町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、居宅介護支援事業所に管理者として主任介護支援専門員を置くことについて猶予期間を定めるとともに、やむを得ない場合に介護支援専門員を管理者とすることを可能とする等の改正を行うものです。

○美里町工場立地促進条例の一部改正

条例の効力の期限を令和6年3月31日まで3年間延長するものです。

